

予算審査特別委員会 第2号

令和4年3月15日（火曜日）

○議事日程

- 1 議案第 5号 令和4年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 6号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 7号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 8号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 9号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第10号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 7 議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算

○出席委員（10名）

- | | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 木村 輔 宏 君 | 2番 | 逢見 輝 続 君 |
| 3番 | 真貝 政 昭 君 | 4番 | 寶福 勝 哉 君 |
| 5番 | 梅野 史 朗 君 | 6番 | 高野 俊 和 君 |
| 7番 | 岩間 修 身 君 | 8番 | 山口 明 生 君 |
| 9番 | 工藤 澄 男 君 | 10番 | 堀 清 君 |

○欠席委員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------------|-------------|
| 町 長 | 成 田 昭 彦 君 |
| 副 町 長 | 奥 山 均 君 |
| 教 育 長 | 三 浦 史 洋 君 |
| 総 務 課 長 | 細 川 正 善 君 |
| 町 民 課 長 | 五 十 嵐 満 美 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 和 泉 康 子 君 |
| 産 業 課 長 | 岩 戸 真 二 君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 高 野 龍 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 関 口 央 昌 君 |
| 教 育 次 長 | 本 間 克 昭 君 |
| 財 政 係 主 査 | 湯 浅 学 君 |

○出席事務局職員

事 務 局 長 白 岩 豐 君
議 事 係 長 澤 口 達 真 君

開議 午後 1時01分

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま委員9名が出席されております。4番、寶福委員につきましては、若干遅れるとの連絡が入っております。

説明員は、町長以下11名の出席でございます。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、よって会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号ないし議案第11号

○委員長（岩間修身君） それでは、令和4年度古平町一般会計予算から始めます。歳入歳出予算事項別明細書、歳出から質疑を行います。

予算書の74ページ、75ページ、1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 質疑ないようですので、次に2款総務費、76ページから93ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 81ページになります。工事請負費ということで、歌棄の資料館解体工事請負費とありますけれども、あの建物は資料館として今まで資料を管理していたのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 資料館という名前はついておりますが、資料を保存してはおりません。

○9番（工藤澄男君） 町長はよく知っていると思うのですが、私よく前に質問したときに、あの当時でももう既に解体するぐらい傷んでいたのが事実だったのですけれども、その当時の本間町長なりその後の貞村町長も解体ということをしなかったのですけれども、今回町長、よくこれを解体しようという気になってくれたことには私は賛成しております。非常に海水浴客などが来たときに軒先に鉄板が落ちたり、毎年すごかったのです。その都度あの当時の本間町長にはよく一応言って、直しながらやって、それで何か中もごみ箱というか、本当同じような状態だったのを記憶しておりますので、この問題は壊すということではまず分かりました。

それから、その下の石碑等移設工事請負費とありますけれども、この石碑というのは何でしょう

か。

○総務課長（細川正善君） ここで示している石碑というのは、高野素十句と二宮金次郎です。

○9番（工藤澄男君） その前に古平憲章でしたっけ。何か書いてあるのがありますよね、私は西の町の古平でとかと書いてあるのが。あれは、この中には入っていないのですか。

○総務課長（細川正善君） 今回予算計上している中には入っておりません。今回の予算計上、先ほど言った2つなのですけれども、必ず移設するというわけではなくて、今やっている道の駅の修正設計だとか150年広場の整備に併せてもし邪魔と言ったら変なのですけれども、移設する必要があるらば移動するという事です。

○9番（工藤澄男君） 今の建物には、邪魔にはならなかったのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 今出来上がった複合施設のことかと思いますが、その複合施設にはこの高野素十句も二宮金次郎も邪魔にはなりません。

○9番（工藤澄男君） 次のページ、83ページの役務費、特定空家等緊急安全処置作業手数料とありますけれども、この特定空家というのはどこの建物ですか。

○総務課長（細川正善君） 具体的にどこということではなくて、所有者がいない、管理する人がいない、関係者が見つからない、そういう空き家があって、近隣住民だとか周りの町民に迷惑をかけるような場合に行政のほうで、本来のやり方ではないのですけれども、手を加えるために取りあえず20万計上したということです。

○9番（工藤澄男君） そしたら、そういう住宅というのは何件ぐらいあるのですか。

○総務課長（細川正善君） 現時点で役場で押さえている財産放棄だとか所有者、関係人がいないのは、役場で押さえているのは3件です。

○9番（工藤澄男君） 3件ということですが、いよいよ結局持ち主が分からない状態とか、そういう完全に分からない場合は町で解体するということもあり得るのですか。

○総務課長（細川正善君） 現時点で解体することまでは考えておりません。役場として、行政として個人の財産に手をかけるというのは大変難しい問題ですので、法的にできるかできないかといえませんが、現時点ではそこまでは考えておりません。

○6番（高野俊和君） 77ページの包括業務委託料なのですが、これ共立メンテナンスへ委託している部分だと思うのですが、この中に校務補さんとか給食の調理員さんとか臨時職員の給料入っていると思うのですが、申し訳ないのですが、ほかにこのメンテナンスに包括委託しているもの、主たるもの、ほか教えてもらいたいのなのですが。

○総務課長（細川正善君） 主たるものということですので、まずは小中学校の校務補、幼児センターの清掃員、あと令和4年度からは道路、公園等の維持管理する方……

（何事か言う者あり）

○総務課長（細川正善君） 失礼しました。小中学校のまず校務補はよろしいですか。

（何事か言う者あり）

○総務課長（細川正善君） 幼児センターの清掃員、さらには道路、公園の維持、1人です。学校給食の調理員6名と小中学校の特別支援教育支援員5名、あと漁港のプレジャーボートの管理人1

名というのが主な業務内容でございます。

○6番（高野俊和君） この中で新年度予算で、前年度なかったもので今年度に入れたものと、それから昨年度まであって、今年度減らしたものってありますか。

○総務課長（細川正善君） まず、前年度なくて今年度入れたものにつきましては、道路、公園の維持管理の方です。前年度まであって、今年度ないものにつきましては、事務系の職員6名が町の会計年度任用職員になっておりますので、そちらが抜けてございます。

○6番（高野俊和君） 予算を見たのですけれども、前年度、それと一昨年度前から見ると、かなり予算的には減っております、1万ぐらい。今聞いたら、事務員の今までの給料分が今年度なくなったので、減額したという、そういう認識でいいのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 認識としては、それで間違いないかと思えます。先ほど私言い忘れたのですが、昨年度まであって、今年度なくなったものの中に図書館司書がございまして、図書館司書、町の正職員とする予定でございまして、それが抜けておりました。追加いたします。

すみません。もう一つ。ごめんなさい、何度も。不登校支援員も去年まであったのですが、役割を終えたということで、今年なくなっております。

○6番（高野俊和君） 分かりました。

次に、先ほど質問ありましたけれども、歌棄の資料館でありますけれども、これさっき課長の返答では中から出すものがないと言っていましたけれども、何十年も前かちょっと分かりませんが、あの資料館の中に資料みたいなものを運んだ記憶はあるのです。それがなぜ私もその中に運んだのか分からないのですけれども、ということは一回あそこきれいに掃除というか、清掃しているのでしょうか。そして、今回全く出すものがないとすれば、壊した後にその後の使い道というか、そういうことは少し考えているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） まず、清掃をしたのかということですが、去年中身を見に行きまして、ひどくぼろぼろで、ごちゃごちゃしていて、すごく汚い状況で、私が見た限り資料というようなものはありませんでした。

それと、その後の跡地利用ですけれども、現時点では更地にするというところまでしか決まっております。

○6番（高野俊和君） たしか記憶ではあそこに運んだときに磯船とか、そういうものも何か運んで、あそこに置いたような記憶はあるのですけれども、全くないで、あそこほごすのに1,000万以上かかるのですか、あれ。

○総務課長（細川正善君） まず、資料というところでははっきりしたことを申せないのですけれども、恐らく貴重なものはほほえみくらすの資料館に運んだのではないかなと思われまして。

それと、全くほごすだけでということなのですけれども、中も崩れかかっている部分もあって、ほとんどは産廃として処理しないといけないようなものですので、金額がかさんだというのが現状です。

○1番（木村輔宏君） 空き家対策ですけれども……

○委員長（岩間修身君） ページ数を。

○1番（木村輔宏君） 83ページ。それに合致するかどうか分かりませんが、これ前々から問題になっている新地町の元風呂場、あれをどうするのかという。答えが出ないでしょうけれども、あれあのままにしておいたら、2階とか見ると物いっぱいあるのだ。それを今のうちに話をしておかないと、あそこの孫さんか何か1人くらいいるのかな。はっきり私分かりませんが、そういう交渉しているのかどうか。

○総務課長（細川正善君） 以前は一度接触したことはあったのですが、今ははっきり申し上げて、そこら辺の話はしておりません。

○1番（木村輔宏君） ただ、問題は町の土地ですから、黙っておくわけにいかないと。話合いをして、駄目なら駄目でもしょうがないけれども、それとやっぱりあそこを通ると、町長もしょっちゅう毎日通っているのだから、分かるだろうけれども、あれ何とかしないことには、どうなのだろう。黙っておいたら、ますますどうしようもならないと思うのです。それ大変だろうと思うけれども、何とか方法を考えなくてはいけないと思うのですけれども、どうですか。

○総務課長（細川正善君） 今回の予算査定の中でも今木村委員がおっしゃっている風呂屋のごみの話は予算の俎上には上がりました。結局のところはどうするかというふうな結論が出ないまま終わってしまって、決して役場として何もしていないわけではないので、その辺でご理解をお願いいたします。

○1番（木村輔宏君） 次、同じく83ページの、多分質問するだろうと思って、問題ですけれども、中央バスの件、これ負担することはもちろん負担していいのですけれども、毎年みたく、今年もそうです。この前も町長が答弁しましたけれども、20本あったら3本減らすとか5本減らすとか、こういうことになると、今問題になっているのはそういう問題について50万なり、30万なり助成しますよといろんな中で出ていますけれども、この中に、微々たる金額ですけれども、また減らされた。それでも同じように払うのか、もっと多く払わなくてはいけないのか。それと関連するのですけれども、私もそうなのですけれども、自分で車の免許をやめて、年寄りが乗ってくるという場合になると、この中央バスが必要になってくるわけです、ますます。そうすると、この金額でもって今まで以上にバスを運行してもらわないと困るなという気がするのですし、これとは、今ここにあるのは違うかもしれませんが、結局古平町の人口がそういう場合によって運行する車がないということによって人口も減っていくのではないかなという気がするのですけれども、そういう考えはどういうふうに思っているのですか。

○総務課長（細川正善君） 最初のほうのこの170万払って、もっと減便になるのかということについてまずお答えいたします。

170万4,000円今回払うのですが、これは令和2年10月から令和3年9月までの中央バス積丹線の収支不足が約1,100万ぐらいございました。今中央バスと沿線4市町との間の協定では半分ずつ赤字を補填しよう。中央バス半分、沿線4市町半分ということで締結をしております。それも中央バスで見直してほしいと言われておりますが、取りあえず半分ずつです。半分ずつ、大体1,100万なので、550万なのですけれども、その550万を4市町で路線距離割り、古平はちょっとしか走っていないのですけれども、距離割りと、あと利用者数割りで計算した結果、うちが170万ということ

になってございます。これは、先ほど言ったように、令和2年10月から令和3年9月までですので、今後、この次、令和4年4月にまた減便して、そのときの収支不足がまた発生すれば、中央バスからもしかしたらさらなる減便が提案されるかもしれません。現時点で提案されているのは、美国より先の余別を廃止したいというふうに中央バスから言われております。そこは、隣町、積丹町が多なる影響を受けますので、今まだ継続協議中ですが、そのような話になってございます。

2つ目のお話、委員の質問だったのですが、町長の総括質問でもお答えしましたように、町としてはコミュニティバス、令和4年で見直し、令和4年で契約が切れます。令和4年度中にコミュニティバスの時刻などを見直して、中央バスにうまく接続できるようにして、中央バスに乗る方の利便性を高めながら利用者数増に努めていきたいというのが現時点での考え方でございます。

○5番（梅野史朗君） 先ほどから出ていますページ83、特定空家等緊急安全措置作業手数料、それとその下の空き家対策支援業務委託料、これにつきまして先ほどの中のお話では解体につきましてはなかなか手を出せないということでしたが、盛り込んでいるこの予算の中でどの辺ぐらいまでのことが行われると思われるのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） まず、83ページの上のほうの特定空家等緊急安全措置作業手数料につきましては、先ほども言ったように、連絡先のない空き家の屋根に雪が積もっていたりいたしまして、隣の家とかに迷惑をかけると。その雪が落ちたら隣の家被害を及ぼす、そういうようなところに、本当のやり方ではないのですけれども、行政のほうで公金を使って屋根の雪下ろしをします。それが上のほうの緊急安全措置作業手数料でございます。下のほうの空き家対策支援業務委託料につきましては、これは行政書士に頼んで、不明な相続人を捜してもらうというようなものがこの委託料でございます。

○10番（堀 清君） ページ数が77ページの9番の交際費、町長交際費なのですが、現状で今これ120万ほど計上しているのですけれども、去年の実績から比べてどうなのかな。多いのかな、少ないのかな。

○総務課長（細川正善君） 去年の実績と比べると、まず予算額同士で比べますと、令和3年度はここ予算額190万計上しておりました。それは、議長の分、さらには教育長の分も含めてでしたので、190万です。なので、今回はここは純粋に町長分だけの交際費で120万計上してございます。この120万がでは金額としてどうなのかとなりますと、令和3年、まだ終わっていないのですけれども、令和3年度でいきますと2月10日現在で、コロナもあって町長出かけておりませんので、25万2,494円しか使っておりません。令和2年度では、これ決算ですが、60万7,997円、令和元年度でいきますと78万9,816円ということで、実績と比べると若干余裕がある予算組みをしてございます。

○10番（堀 清君） 次に、ページ数で79ページ、5番の財産管理費の中の報償費、今新しい庁舎できるのですけれども、そのための落成記念品の経費ということなのですけれども、16万これ計上していますけれども、どういうものを買う考えなのか、どういう規模でやるのか。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 暫時休憩します、答弁調整のため。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時29分

○委員長（岩間修身君） 会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） この間町長の町政執行方針の中であった落成式なのですが、昨今の町内のコロナの状況を見まして、鑑みて、現時点では落成式は中止にしようと考えております。内覧会だけの開催にして、5月6日の庁舎供用開始のときにテープカットということで進めようと考えております。ここで予算計上しているものにつきましては、本来落成式に100人程度町の功労者を中心に案内状を出そうとしておりました。その方たちに中止という連絡と併せて1,000円分のクオカード、新しい庁舎の写真を入れたクオカードと一緒に配付しようということで16万5,000円計上してございます。

○10番（堀 清君） 基本的に落成記念は中止ということでしたら、もう少しこの記念品に対して経費計上して、例えば町内会だとかというような形の中に要するにそういう記念というような形のものを届けてやるというのも一つの案でないのかなという気はするのですが、その点はどうなのか。

○総務課長（細川正善君） 中止にかかわらず当初予算計上したのがこの16万5,000円ですので、これ以上使うわけにはいきませんので、現時点ではこのクオカードを当初予定していた人に配るという方法で進めるしかないのかなというふうに考えてございます。

○8番（山口明生君） まず、81ページの17の備品購入費の中に車両購入費というのがございまして、これ資料見ると今のアルファードをリース契約を終わらせて、新しく車を買うということのようなのですが、どのような車を買うとか、そういったこと、決まっている範囲で教えてください。

○総務課長（細川正善君） 今山口委員がおっしゃったように、アルファードという大きな車を今はリースをしております。それが令和5年1月にリースが切れますので、切れるに当たって1台車がなくなってしまうので、現時点では職員みんなで使える1,000cc程度の車を購入しようと考えてございます。

○8番（山口明生君） これ今までリースしていたのをリースをしないで新しく車を買うというのは、そっちのほうがお得だという考え方なのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 経済的な面も考えまして、あと利用勝手を考えまして、アルファードはリースを終了するという結論に至りました。

○8番（山口明生君） これアルファードは多分町長が公務で出られる場合に使っていた車だと思うのですが、大分前の話になりますが、一部口の悪い地域住民から町長さん、随分いい車乗っているねというちょっとやゆするような話が出ていたと思うのですが、そういったことにも少しは配慮されて、大分金額が下がっているような感じですが、あるのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） アルファードにつきましては、確かに町長が中心として乗っていたのですが、職員何人か、ある程度的人数が固まった出張だとか出かけるときにも使っておりました。それで、昨年度1台ノアというワンボックスカー、購入しております。それが代替できると

ということで、今回はアルファードを返却しまして、小さな、小さくなって1,000cc程度の車に変更しようと考えたところでございます。

○8番（山口明生君） 予想どおりそのとおりという回答が返ってきませんでしたので、一応否定もされませんでしたので、そういったことも若干加味されたということで、住民の方の気持ちに寄り添ったという解釈をさせていただきたいと思います。

続きまして、次のページ、83ページですが、空家等対策協議会の委員報酬の金額がのっていますので、この空家等対策協議会の構成委員の名前は結構ですけれども、どういった分野の方たちで構成されているのか教えていただきたいです。

○総務課長（細川正善君） この空家等対策協議会、全部で9名おります。名前言わなくても役職を言ってしまうと分かってしまうのですけれども、一応言います。町長、副町長、さらには議員の皆様の中から2名、あと先ほどその下にありました空き家対策支援業務委託をしております行政書士の方、さらには商工会の会長と町民代表と、あと町の建設水道課長と町民課長の全部で9名でございます。

○8番（山口明生君） 具体的に主に話し合われている内容、もしくは昨年度でも議決された内容をちょっと教えてください。

○総務課長（細川正善君） 基本的にこの協議会では、2年前、数年前に空家等対策計画というものを策定したのですが、その計画を策定するときにこの協議会の中で策定いたしました。それと、それ以外なのですが、問題空き家、その計画の中では特定空き家と呼んでいますが、その特定空き家に対して行政が代執行、何か手を加えるだとかというときには、緊急の場合は別として、平時の場合に何か手を加えるというようなときにはこの協議会の中で協議するということになります。

○8番（山口明生君） では、今町にある空き家を根本的にどうしていこうかという対策を練るチームではないという理解でよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 全くないというわけではないのですが、本当に迷惑が出るような特定空き家に対してこの協議会の中で練るだとか、先ほど言った計画をつくり直す、修正するといったときに協議会で協議するということになります。

○8番（山口明生君） この件につきましては理解しました。ただ、やっぱり町内、相当空き家ありまして、私の家の近所にもあって、先日物すごい量の屋根の雪が落ちて、道を塞ぎました。そういった空き家、特定空き家には多分指定されていない空き家かもしれませんが、かなり危険なのです。夏場は動物の巣になったり、蜂の巣の宝庫になったり、冬は冬でいつ潰れるかと思いながらもう10たちますけれども、すごい量の雪が載るのです。古い家って強いのです。1メートル以上の雪が積もったものが一気に道路に向かって落ちる仕組みになっていまして、本当に道路全て塞がります。そういったこともありますので、もう少し抜本的に空き家をどうしていくのかということは本当に今考えなければいけない切実な問題だと思いますので、次年度以降もう少しここにとどまらない形で空き家対策の委員会なり検討会なりを進めていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○3番（真貝政昭君） まず、77ページの包括業務委託料です。それで、先ほど来どういう職場の

方が対象になるのかということ説明されていまして。説明資料の67ページにそれが書かれています。それで、この包括業務が最初に、3年前になりますか、平成31年2月8日の公募型プロポーザルということで町のホームページに掲載されていますけれども、これによりますと業務内容だとか従事した人数、参考単価、従事場所、従事日、従事時間、休憩時間等詳しく掲載されています。1つお伺いしますけれども、まず3年前ですので、この内容というのは当然変わっていると思うのですが、そういう詳しい一覧表というものはあるのですか。

○総務課長（細川正善君） 今回令和4年度以降の業者を決めるに当たりまして募集かけました。そのときの仕様書であつたらございます。

○3番（真貝政昭君） 後で提示お願いしたいと思います。

それで、募集をかけているということなのですが、その募集のかけ方と、それから応募業者数と、また選考しているのかどうかよく分からないので、そういう経過について説明できますか。

○総務課長（細川正善君） 詳しい資料は持ってきておりませんが、概略を申しますと、昨年12月末に業者募集かけました。応募期間1か月程度取りまして、今回につきましては2社からの応募がございました。その2社でプロポーザル、それぞれ提示してもらいましたが、評価した者が役場側の副町長、私、あと関係課長でプロポーザル聞きまして、評価して、前回と同じ業者と決定したところでございます。

○3番（真貝政昭君） それと、この包括業務委託料の予算では5,500万となっておりますけれども、これは前回と比較してどの程度の比較になるのですか、金額的には。

○総務課長（細川正善君） 前回との比較となりますと、そもそもこちらから提案した業務が減っておりますので、金額的には減ってございます。令和4年度の予算額、そこ5,500万と書いておりますが、これは業務が減っておりますので、当然金額が減ります。ちなみに、令和3年度では6,770万予算計上していたところでございます。

○3番（真貝政昭君） 3年前の公募の内容を見ますと、事務系は入っていたのか。入っていないように思っているのですけれども、事務系は入っていましたか。今回6名が会計年度任用職員になるということなのですか。予算的には令和3年度と令和4年度を比較して一千二、三百万ほど差がありますけれども、そこら辺ちょっと説明をしてください。

○総務課長（細川正善君） 前回の契約期間、3年間では事務系職員は入っておりました。その事務系職員が抜けた分が今回金額が落ちたとご理解ください。

○3番（真貝政昭君） 事務系職員と不登校相談業務と学校図書館管理業務が減ったということですね。分かりました。

それで、会計年度任用職員の待遇改善というのが町長の方針にもありましたけれども、この包括業務で対応していただく労働者の方にも待遇改善をした見積りをしているということなのですか。具体的にまだ資料は手元にないので、あれなのですか。説明できますか、どういう程度の待遇改善が行われているのか。以前ですと手当なしの時間給、そして社会保障等の福利厚生等、ちょっと分からないような状況で使用されていたという認識でいるのですけれども、どのように変わるでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 包括業務委託の部分につきましては、相手の業者が払うことでありますので、詳しくは分かりませんが、町から提示したのは会計年度任用職員にボーナスが出ると。それと同じ割合を包括業務委託の毎日業務に従事する職員には支給してもらいたいという仕様書にしてやっておりますので、その部分が待遇改善になっているのかなと思っております。

○3番（真貝政昭君） 町との間に民間業者という壁がありますので、それが確実に町の要望が実行されるようにやはりチェックが必要だと思うので、そこら辺は念入りにやるべきだと思います。町の業務に携わっている方たちですので、本来は町管理の下に置かれる立場の方たちだと思うので、そこら辺きちんとやってほしいなと思います。

次に、81ページの、先ほども質問されていた方がいましたけれども、工事請負費の中で歌棄資料館の解体工事請負費が出ています。それで、石倉と、それから木造の部分があるのですけれども、石倉は木造と解体費用というのは単価は違うと思うのですけれども、どういう積算をしているのか。通常木造ですと坪当たり何万というそれこそ相場単価がありますけれども、そういう比較をしたいのですけれども、ここで説明できるでしょうか。木造の場合で幾ら、平家ですので、それから石倉の場合で幾らという、そういう、どういう積算をしたのか説明してください。

○総務課長（細川正善君） 今回のこの積算したのは、業者からの見積りを取りあえず予算に積算したので、内訳はちょっと今資料持ってきていませんので、詳しくは説明できませんが、石倉の部分と木造の部分、2つとも解体して、この金額だというふうに見積りを取って、予算計上したところでございます。

○3番（真貝政昭君） 雑駁だということですね。随契っぽくはやらないほうがいいかと思っておりますので、きちんとそこら辺はすべきでないかと思っております。

それと、一応寄贈されたサキチョウさんって、正式な名前のほうはちょっと記憶がないのですけれども、漁場を開業されていた方の寄附建物というふう理解しているのですけれども、町にとっては文化財的な位置づけできたと思うのです。だけれども、とんと外観の写真だとか平面図だとか、そういうものが整理されているとは思えないものです。ですから、途中開発局にも事務所として利用された経緯がありますけれども、やはり解体するに当たってどういう建物だったのかというのを簡単な平面図、立面図等で整理すべきものではないかというふうに思っているのです。古平町役場には建築科を出た方が何名かいらっしゃいますし、町内でそこら辺の作業はできるのではないかと思うので、きちんとそういう位置づけをされてから解体すべきと思うのですが、どうですか。

○総務課長（細川正善君） 私的にはあの施設、あの建物を昨年解体するに当たって予算を見積もるに当たって見てきました。中もひどい状況で、私的には今までこれまで確かに建物の造り方とか歴史的に価値があるよというふうに言われておりました。ですが、その後何か管理したわけでもなく、きちんと保存していたわけでもなく、風化して、ひどい状況でありますので、そこまで価値のあるものだというような認識ではおりませんので、解体するに当たってもう一度確認はいたしますが、今この場でお約束することはできません。

○3番（真貝政昭君） 説明のとおり、ぞんざいに扱ってきたというのが実態です。だから、数々の遺構といいますか、価値ある建物を簡単に改造されたり、壊されたりという、そういう歴史を古

平町はやってきたと。専門家の言い方を借りますと、古平というところはそれこそスクラップ・アンド・ビルドがひどい激しく行われているところだという、景観が短期間のうちにがらっと変わる地域ですねと言われたことがありますので、公共的な役場の業務として一度見直してもいいのではないかというふうに思っています。

それと、その下の石碑等の移設工事請負費で、現在の石碑、どういうふうになるか分かりませんが、その予算化ですけれども、以前複合庁舎建設するに当たって移設した石碑があります。あれの扱いはどのようにになりますか。

○総務課長（細川正善君） 取りあえずここで計上している金額、予算につきましては、以前移したものではありませんので、以前のものについては現時点ではそのままという考えでございます。

○3番（真貝政昭君） 以前もお話ししましたけれども、あるべきところに戻す方向でこの予算が使われなければ、この予算で移設することも可能でないかというふうに思いますので、ご検討ください。

それから、その下の中心拠点……この工事請負費の一番上の部分と一番下の部分について説明資料でちょっと説明お願いできますか。

○総務課長（細川正善君） 今真貝委員から質問のあった中心拠点再生地区整備工事請負費というところにつきましては、説明資料の43ページを御覧ください。これこの間の予算の提案のときにも説明したのですが、この中心拠点再生整備事業の内容としましては、まずはその43ページの真ん中の図にあるとおり、恵比須小路線の改良工事、さらには150年広場を整備するために文化会館の解体、そして150年広場を整備するための設計と準備工事、それと道の駅の駐車場にするための現役場庁舎の解体工事、それとそれら解体工事の監理業務委託、これは予算書の中心拠点再生地区整備工事請負費には含まれないのですけれども、一連の工事と考えますと管理業務委託、さらには中心拠点再生地区整備の開発行為申請の委託、これも工事費には含まれませんが、一連の工事として一緒に計上してございます。それと、先ほど言った石碑等の移設工事の200万、これら合わせて2億9,024万6,000円計上してございます。

○3番（真貝政昭君） 81ページの工事請負費と、それから一番上段の委託料が連動しているということですね。分かりました。

それで、1つ、旧庁舎の解体工事監理業務委託料なのですけれども、監理業務委託料というのはどういうことなのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 解体工事の実施設計が適切に設計どおり行われているかどうか監理するための委託業務でございます。

○3番（真貝政昭君） 実は平成30年度に北海道建築士会ヘリテージマネジメント特別企画というのがあって、ちょうど夏祭りのときに火祭りと、それから今の庁舎、その見学会が催されているのです。そのときに資料として平面、立面図が添付されて、このときの図面が和光技研株式会社で設計された図面が添付されているのです。簡単な立面図と平面図なのですけれども、この解体するに当たって解体実施設計というのがあるようなのですけれども、これも設計図面が描かれているのですか。

○総務課長（細川正善君） 解体の実施設計につきましては、この2月で業務が終了したのですが、図面だとかはそろってございます。

○3番（真貝政昭君） 古平の公共的な建物、図面の管理が非常にずさんで、数々語り継がれることがないので、歴史ある建物で惜しまれて解体になるので、その図面等をきちんと保管できるような体裁を取っていただきたいと思う次第です。

休憩してもらえませんか。

○委員長（岩間修身君） まだありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 審議の途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） 説明資料ですと67ページで、地域公共交通活性化協議会負担金ということで、先ほどのやり取りを聞いていますと、中央バスに対しての町の出費ということでしたけれども、それでよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） はい、そのとおりでございます。

○3番（真貝政昭君） 中央バスの説明の期間中の赤字が一千幾らで、その半分を関係町村で、自治体で持つという、そういう説明でした。もともと地域公共交通を担っている中央バスに対して国、道なりから補助金が下りている会社ですよ。それは、どのような内容になっているか説明できますか。

○総務課長（細川正善君） 先ほどの説明に補足いたします。

今回の170万4,000円につきましては、令和2年10月から令和3年9月までの収支不足と先ほどご説明しましたが、その収支不足は既に国や道からもらっている補助金を差し引いた後の収支不足で、それで1,095万6,000円あるということでございます。

○3番（真貝政昭君） 1つは公共交通なので、民間バス会社に助成しているということで、これは国、道の責任というのも随分あるのではないかとこのように思うのですけれども、そこら辺国、道の補助金というのはこの数年間でどのように変化しているのですか。強化されているのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 申し訳ございません。そちらの国、道の補助金の補助率だとか補助要綱だとか補助の条件とかは町のほうでは知らないというのが本音でございます。中央バスが受け取った後の足りない分を考えてございますので、ちょっと補助金の内容までは現時点では分からない状況です。

○3番（真貝政昭君） この金銭的な交渉については、やはり国、道のそういう補助金も含めて勘案して対処すべきかなというふうに思っているのです。それで、テレビ等の報道見ますと、こうい

うバスだとかの運転手の人手不足、それから待遇改善といいますが、時間的な待遇が非常に厳しい状況に運転手が置かれているということで、バス会社のほうの対応もかなりゆるくないというのは分かるのです。そういうものに対する国の助成というのは非常に大きいと思うので、ここら辺強化してもらわないと駄目だと思うのです。分かりました。そのことも含めてバス会社の経営改善の努力というものも、単に便数を減らすだけでなく、料金を上げるだけでなく、工夫してほしいなと思うのです。例えば古平町、積丹町も高齢化が激しいです。大型のバスに高齢者が乗るという姿を見たことありますけれども、もっと低床といいますが、そういう車に転換してもいいのではないかというふうに思うくらいです。ぜひ考えていただきたいなと思う次第です。

それから、委託料です。コミュニティバスの運行ですけれども、昨今のガソリン代の高騰に対して3年間の契約をしておりますけれども、古平町の業者に対する対応は十分なのかどうかというのが心配なのですけれども、どうですか。

○総務課長（細川正善君） このコミュニティバスに関して言いますと、契約書の中で燃料の高騰だとかがあった場合、申出することになっております。それを今のところは言われておりませんので、この委託料の中で間に合っているものだというふうに町としては理解しております。

○3番（真貝政昭君） 次に、空き家です。

役務費で特定空家等緊急安全措置作業手数料とあります。それで、説明では主に落雪に対する対応ということで、小樽の場合は近隣の住民からの希望で市役所が強制的に実行して、持ち主に請求書を送るというやり方を取っていますけれども、古平町も同じような手法なのですか。

○総務課長（細川正善君） うちの条例では、今言った小樽市みたいなやり方をできることにはなっております。ただ、ここで言うております20万円につきましては、持ち主が分からない、連絡がつかない、そういうような空き家に対して、本来の姿ではないのですけれども、近隣住民に迷惑がかかるから、致し方なく町でやっているための経費でございます。

○3番（真貝政昭君） 分かりました。

それと、同じく先ほど来話題になっている新地方面国道沿いの空き家のそれこそ破壊された散材の始末です。もともとあそこは古平町が依頼した個人の持ち主の銭湯だったのか、どういうものだったのでしょうか。町の持ち物で払い下げたものだったのか、土地、建物がどのようになっているのか分かりますか。

○総務課長（細川正善君） 申し訳ありません。私はっきりと理解しているわけではないのですが、私が理解しているのは土地が町有地だということは理解してございます。払下げかどうかということまでは、ちょっと私では分かりかねます。

○3番（真貝政昭君） 土地が町有地であれば、地主の責任というのが出てくるのではないかというふうに思うのですけれども、個人的なあれですけれども、私の身内の所有の物件の上に他人の建物があるという、半ば放置状態になる可能性のあるところなのですけれども、その場合やはり上物だけの所有者の責任では済まないのではないか。土地の所有者の責任も発生するのではないかというふうに思うのですけれども、その区分けはどうなのですか。

○総務課長（細川正善君） はっきりとしたことは申し上げられないので、後ほど整理できた段階で

ご説明またする機会を設けさせていただきたいのですけれども、今は確かに町の上に廃材があるのですけれども、廃材といってもそれはあくまでも個人の財産になりますので、はっきりとは申せませんが、私の考えではそれも個人の財産なので、土地の所有者であったとしても土地を貸すよという契約をした上では何もできないのではないかなというふうに理解しております。

○3番（真貝政昭君） 何につけても長い間懸案の事項のようです、近隣の町民の方々にとって。また、町としても景観上問題をほったらかしにしていくというわけにもいかないのです、そこら辺は地主の責任として持ち主の後継者との話合いで解決に向けて一歩踏み出したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、それ以上の説明が出てこないと思うので、課題にしておいてください。

総務の質問は終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に3款民生費、94ページから107ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○1番（木村輔宏君） ページ数がはっきり何とも言えないのだけれども、97ページになるかな。老人福祉費になるかと思うのですけれども、よく年寄りが年金生活をしていますよと。そして、私もそうだったので、旅の病院に行くと。そうすると、問題が病院代よりも交通費が結構なものだと。その交通費を何とか町で負担してくれないか。難しい問題ですねということをお話すると、必ず返ってくるのが小学校とか小さい子供さんは面倒見えていますよと。だけれども、年寄りに面倒見してくれないのということになるかと思うのです。そうすると、では何でそれを補ったらいいいのかということで、ある議員さんはほかの町村の話をすることがあります。これは、ほかの町村でもやっていないかと思うのです。例えばバスに乗ったらバスのお金が200円かかったとか、そういうような領収書がもらえたら、町でそれを半分くらい負担するとかという、ただし病院ですから、バスでもそれはならないかと思うので、それは難しいなと言ったら、では病院に行ったら病院代の治療費がありますよね。その治療費を出していただいたら交通費として出せないのかというような、私勝手な案を出しましたが、そういうような方法で年寄りを助けるというか、年金生活の方々に対してそういう方法って取れないものかなという。これはほかの町村でやっているかどうか分かりませんが、そういう方法ってどうかなと思ったのですけれども。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今、年金生活の高齢者ということで、今町でやっておりますのは、まず介護認定ついた方につきましてはヘルパーと一緒に町外行くということで、介護保険の1割負担ですので、ガソリン代とヘルパー利用料合わせまして大体1,500円程度の負担で余市、小樽ぐらいまで行っています。介護認定のついていない要支援者の方、ヘルパーでの通院ができないルールになっておりますので、これについては町のほうで、これ独自施策なのですが、タクシーの4割程度を使っても公共バスに乗れない方に対しては通院助成事業というのをやっています。

それと、体の元気な方につきましては、まず先ほど低床バスだとかもありましたので、公共の交通機関で行っていただきたいと。ただ、今町立診療所のほうで毎日診療しておりますし、大体専門外来的な整形だとか眼科はございませんけれども、初期の治療、または専門科で診ていただいて、

継続的治療を賄えるような体制を取っていますので、できれば町外の病院ではなくて、地元の地域医療を確保したというところで地元の病院に通っていただきたいなと思います。

それと、年金生活者という表現であれば、今介護保険だとか医療保険でも入院だとか負担限度額を出すときに年金の所得だけではなくて、通帳の残高、あと不動産を持っているか持っていないかだとか、その辺本来の資産と財産も確認して低所得者という認定をしながら進めていますので、木村委員おっしゃるのはすごくできればやりたいですけれども、なかなか公平に対応していくのが難しい状況です。ですので、専門外来以外でなければぜひ町立診療所のほうにかかっていたいただければと思います。

あと、医療費の減免というところですが、社会福祉法人だとかはそういう低所得者の方に対して入院だとか外来の治療に対しても半額、無償という制度設けていますので、もし年金前だとかふだんの生活が苦しいということであれば、かかりつけの病院で減免制度があるようであれば、そちらのほうを申請していただいて、継続治療をぜひ行っていただければと思います。

○6番（高野俊和君） 97ページです。委託料で、生活支援ハウスの委託料ですけれども、職員の人件費とかショートステイの分だと思いますけれども、ここ二、三年少し二、三百万ずつ減額されているのですけれども、この中に先ほど話ししました包括で来ている臨時の職員というのはこの中には入っていましたか。

○保健福祉課長（和泉康子君） こちらのほうは町が古平社会福祉協議会のほうに委託している事業ですので、町の包括職員はここには含まれておりません。

○6番（高野俊和君） ということは、少しここ減額されているということは、何かほかに理由あるのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 歳入のほうはそんなに変わりはないのですけれども、当初ミニ特養ということで、ミニ特養の内容でということで介護度4、5の方もいたのです。それで、手厚く正職員6名とパートさんで賄っていましたが、今介護度1程度の方が入っておりますので、日々のヘルパー業務が少ないということで、今年の算定におきましては正職員、今まで5名のところをちょっと半端なのですが、4.3人工で減額となっております。人件費の減額でございます。

○6番（高野俊和君） それで、今年介護医療院できましたよね。このショートステイのほうから介護医療院のほうに行きたいという希望者とか、また行った人とかおりますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 実際11月、12月で申込みと希望者募ったときにショートステイを定期的に利用している方と家族の環境で継続して使っていた方の申込みがあったのですが、介護度1ということで、介護医療院ではちょっと生活の範囲が狭くなりますよということと家族の状況を勘案して、定期的に月に2回程度使っている方は介護医療院のほうへ2名ほど入所されております。

○6番（高野俊和君） 次に、何回も言われているのですけれども、104ページの灯油のことなのですが、今年から灯油などの購入の助成事業が新しくなりましたので、値上げした分がどうだとか、そういうことなく灯油の助成になるのだろうかというふうに思いますけれども、今年少し増やしたようですけれども、500万円の金額が出ておりますけれども、これって今年町内の何%ぐらい

該当になったのか分かりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 町長の執行方針でも述べさせてもらいましたが、福祉灯油、令和3年度の実績360件ほどだったと思いますので、大体3割弱、2割強ぐらいですか、の申請と支給がございました。

○6番（高野俊和君） 単純に計算しますと、500万ということになれば500件計算だと思うのですが、大体500件というと10%ぐらいうちの町内にいるのかなという計算ではありますけれども、今年最後の灯油の値段なんか見ますと、去年の安いときのほぼ倍近くなっているのですけれども、これ一番いい制度、大変いいのですけれども、今後今のロシアの状況なんか見ますとさらに上がるということがちょっと考えられますけれども、今後とも枠といいますか、みんな厳しくなると思うので、これ以上金額が上がったときなどに枠など少しまた増やすという、大分去年から見れば今年増やしているのですけれども、さらに枠とかを増やすという、そういう考えなどもあるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 枠といいますと金額を上げるということなのだと思うのですけれども、枠というと対象を広げるということでしょうか。

（何事か言う者あり）

○町民課長（五十嵐満美君） 今回この予算計上したのは非課税で65歳以上の単身、もしくは65歳以上の世帯か独り親ということで枠組みをしております。これ以上のところ、今年、令和2年、3年はコロナの交付金ありましたので、若干年齢制限等なしでやっておりましたけれども、もともとの福祉灯油は70歳以上ということで、5歳年齢引き下げております。今のところはそれ以上の枠を広げるということはちょっと考えておりません。

○6番（高野俊和君） 今質問したのはまさにそこなのです。今回はコロナとかいろいろありまして、いろんな非課税の人にも町単独で交付金も当たっていますから、いいのですけれども、これからまた来年から70歳以上とかに戻すということになると、灯油の値上がり幅を見ますとかなり厳しい状況、65歳、ましてや、家族なんかはかなり厳しい状況になるのでないかというふうに考えますので、その辺の枠を何とか少し緩くというか、枠を昔みたいに狭めないでやる方法というものを考えることはできないのでしょうかという質問でした。

○町民課長（五十嵐満美君） 灯油の高騰等もありますので、今年になりますけれども、今年の秋になりますけれども、実際の支給は秋になると思いますけれども、状況を見て、必要であれば検討は必要かと思えますけれども、予算上は一応先ほど言った規模の中で考えているということしかちょっと答えられません。

○6番（高野俊和君） 分かります。ただ、この金額500万と見れば、3分の1か弱だとなれば、この500万、もう少し余るような気がするのですけれども、その辺で少し何とかならないかなということでもちょっと質問しました。分かりました。

終わります。

○町長（成田昭彦君） あくまでも低所得者世帯という捉え方をしています。老人夫婦世帯の捉え方も65歳、一応法的には決まっておりますけれども、世間一般に老人というのは65歳という捉

え方していますので、その部分を範囲として、その部分は低所得者世帯、それと65歳以上というのは守っていききたいなど、これからも続けていききたいなど思っております。ただ、もしこれからコロナ等あって、本当にこの問題は考えていかなければ、実は昨日ですけれども、うちのかみさんが1月からの灯油代を計算していたのです。去年と比較していたのです。そしたら、量は変わっていないのですけれども、2万円くらい以上に支出されているよということ言われて、やはり本当に値上がりしているのだなという気がしていますので、現状は厳しいのですけれども、もしコロナ等、そういった助成があるのであれば、その辺は単年度的に考えていって、低所得者世帯のそういったものに充てていけたらなどと考えておりますので、そういった意味でご理解願いたいと思います。

(何事か言う者あり)

○3番(真貝政昭君) 95ページです。国保の特別会計でも聞けるのですけれども、ここで伺います。

今年から未就学児、小学校入学前までの子供の均等割の部分を計算しないということで、予算づけは1,000円ということをしています。それで、予想なのですけれども、現在の時点でどれほどの額になるのか予想がつくと思うのです。それと、財源の補填の仕方なのですけれども、国、道、町という割り振りがあれば、どういう割合になるのか伺います。

○町民課長(五十嵐満美君) まず、質問1点目の人数から申し上げますと、予算計上時の段階で国保の対象者、未就学児、12名おりました。1,000円の計上ですけれども、令和4年の賦課してみないと分からないのですけれども、12名の中にもともと軽減受けている家庭が多かったので、金額的にはちょっと賦課してみないと分からないのですけれども、そんなに多くないだろうということで、この金額を計上しております。負担割合ですけれども、国が2分の1、道と市町村が4分の1という繰出金の内容になっております。

○3番(真貝政昭君) 少子化対策ということもあって、この均等割、苛酷な国保の、人頭税と昔言われていましたけれども、これが未就学児童を対象にしたというのは一歩前進なのですけれども、自治体によっては小学生までだとか中学生までだとかでいろいろやっていますけれども、そういう他町村の動向ですけれども、情報は入っていますか。

○町民課長(五十嵐満美君) 報道される程度の情報しか分かりませんが、そんなに多くないとは思っております。

○3番(真貝政昭君) 就学援助だとか、それから子供の医療費の助成だとか、自治体の努力によって国の考え方を変えていくという、そういう一環でもありますので、どうしても古平町でも少子化対策というのは重要ですので、検討していただきたいと思う次第です。

次に、97ページです。元気プラザの管理費で使用料でLED照明借上げ料99万2,000円計上されていますけれども、この説明をお願いします。

○保健福祉課長(和泉康子君) LED照明借上げ料なのですが、これ地域福祉センター、診療所、元気プラザ、つながっていますけれども、電気の更新が今後必要だろうというところもあったところにLEDの電球の交換を無償でやっていただいて、電球の球を7年リースということで利用料を設定しています。それで、LEDに替えることによりまして電気料がどのくらい減るかという

試算もした上で、今回本来数年後に電気を全て取り替えなければならないところを今無償でリース契約によりLEDに替えることによって電気料の減額分で賄えると判断したもので、これを電球からLEDに替えるものでございます。

○3番（真貝政昭君） 同じページで老人福祉費の高齢者複合施設体育館（避難所用）とあります。ここの発電機保安管理業務委託料がのっかっています。その上のほうにはこの施設の管理委託ということで、福祉会にお願いしておりますけれども、災害時の防災備品の備蓄というのはどうも古平町の場合は1か所にまとめられていますようですけども、このほほえみくらすの体育館にはそういう災害時用の備蓄というのは置かれているのですか。

○総務課長（細川正善君） 災害用の備蓄ということで、私のほうからお答えさせていただきます。避難していただいたときには1か所で管理するほうが行政としてやりやすい、効率的でありますので、ここにはないのが現状でございます。

○3番（真貝政昭君） 去年の9月に、災害時用の備蓄品で何か4品目が基本的なやつがあるらしくて、そのうちのひとつがまだ古平町は不十分だと。その不十分なものは何かというのを聞いたときに総務課は答えなかったのですけれども、そういうのも含めて、浜町地区に一点集中させている状況なので、西部地区も含めてやはり検討していくべきだったと思っているのです。ぜひ検討していただきたいなと思います。答弁はいいのです。

それから、101ページです。頭の中をちょっと整理したいので、質問しますけれども、中段辺りに委託料で一般介護予防業務委託料と介護用品支給事業業務委託料、生活支援体制整備事業委託料、それぞれありますけれども、説明をしてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 一番上の一般介護予防事業委託料ですが、これは筋肉貯筋運動だとか介護予防に関する運動教室、65歳以上を対象にしています運動教室、下の介護用品支給事業ですが、介護度4、5以上で非課税の方、この方が在宅で生活されている場合は家族の移動のために年額7万5,000円まで介護用品、おむつだとかパッド、あと手袋、お尻拭きだとかを、本人の必要なものを年4回に分けて給付するものです。生活支援体制整備事業につきましては、社協に委託しているのですけれども、生活コーディネーターが主な役割で、地域の高齢者に必要な資源だとか今後どんなニーズがあるのかということなどを調査しまして、そのほかに地域のネットワーク、地域の高齢者に関わる方だとか助ける側と助けられる側のニーズを把握しまして、定期的に協議会などをつくって、今後の古平町の高齢者施策のほうへの提言だとかというところの職員1名と非常勤2名、もしくはボランティアさんありますよね、おまかせあれ！！、そちらのほうに高齢者のニーズとサービスを提供する人のマッチングだとかをさせる業務を行うもので、社協のほうに生活支援体制整備事業ということで委託をしている事業でございます。

○3番（真貝政昭君） ちょっと整理します。中段の介護用品支給事業業務委託料については要介護4、5の非課税の対象者で、古平町が直接対象者に関わる部分と。それから、生活支援体制整備事業委託料については、社協に委託している部分と。内容についてはここでは聞きませんが、社協に問い合わせれば細目分かるということですね。

○保健福祉課長（和泉康子君） 2つ目の介護用品の支給事業につきましても、社会福祉協議会の

ほうに支給の内容について委託業務として配付していただいているものです。

○3番（真貝政昭君） 以前は町直接でやっていたように記憶しているものですから、この中段から3段目までは全部社協に委託しているということですね。分かりました。

下のほうの除雪サービス委託料です。これは、社協に委託している業務で、希望があれば多分シーズン通してだと思えるのですけれども、玄関前までスコップの幅くらいの除雪作業を行うと、そういうあれだと思えるのですけれども、対象人数は現時点でもいいのですけれども、何世帯くらいが対象なのか。それと、業務委託しているのが業者なのか個人なのかという点も含めて伺います。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず、除雪サービスの事業なのですけれども、希望する全ての方ではなくて、介護認定を受けている方、要支援認定を受けている方、事業対象者、または身体障害者手帳をお持ちの非課税の方という、弱者という表現悪いのですけれども、雪かきが大変な方をまず対象としております。サービスメニューとしましては、町の除雪車が走った日に玄関から公道まで、幅1メートルで、家から道路に出れますよという体制を取るものです。この事業は申請をいただいて、町のほうで決定するのですけれども、決定した内容を社会福祉協議会のほうに全面委託しております。また社会福祉協議会のほうが業者さんのほうに委託して、対応していただいているものです。対象者としては、今まで大体50名前後だったのですけれども、ほぼえみくらすができたということで、今のところ30名程度の利用者がございます。

○3番（真貝政昭君） 分かりました。

次に、配食サービス事業委託料について説明してください。

○保健福祉課長（和泉康子君） この配食サービス委託料につきましては、元気プラザに入居している方で食事提供が必要な方に対して提供しているもので、一般の自宅にいる高齢者に対応しているものではございません。1食380円ということで利用者から負担をいただいております。

○3番（真貝政昭君） 一番下の負担金、補助及び交付金の高齢者通院支援助成金についても説明をお願いします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 先ほども若干説明したことがあるのですが、こちら昔介護認定を受けた方は全てヘルパーを使って町外、町内の病院へ行くことができたのですけれども、要支援の方に限ってはヘルパーでの通院がちょっとできない状態となっております。それで、要支援だから国のほうでは使えませんよということだったのですけれども、うちは医療過疎と交通過疎、過疎と使っているのかどうか分からないのですけれども、ちょっと不便なところもありましたので、これも町の独自施策としまして、要支援の方が町外へ通院する場合、タクシーの4割程度の負担で通院が確保できるように行っている助成でございます。所得に合わせまして4割から2割の助成を行ってまして、余市まで行くのは車で送り迎えしていただいて、大体2,000円から3,000円程度の負担で通院が確保できている状態です。利用者として、今のところ令和3年度は17名の実人数でございます。大体月1回か2か月に1回程度17名の方が使われております。

○3番（真貝政昭君） 実際にあった事例なののですけれども、高齢者で緊急に救急車で札幌方面に運ばれてというか、タクシーを頼んで走って、2万円くらいかかったと。退院時に何か手続があるのを多分病院側のソーシャルワーカーに教えられて、それを利用したら1万円くらいで帰ってこれ

たと。それもタクシーでということなのですからけれども、その事例というのは町の仕組みでは考えられないあれなのではないでしょうか。例えば障害者手帳を持っているとか、そういうのでそういう事例が発生したと考えるべきなのではないでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） ちょっと時間だとか場所にもよるかと思いますがけれども、まず身障手帳を持っている方が手帳を出すと半額だとかになりますので、小樽からだとも5,000円、7,000円で戻ってこれるかなと。あとは、生活保護の方で緊急性があればタクシー代を……生活保護の方で帰る、もしくは病院行くのが緊急性で福祉事務所が認めると、そちらのお金も支給になることはあるかと思えます。なので、あと例えばケース的な事例と名前とかが分かればどの制度を使ったのかというのは分かるかと思うのですけれども、今の内容からではちょっとこれ以上は説明できません。

○3番（真貝政昭君） 答弁は要りませんが、先ほど木村委員も発言していたように、特に年金生活者の交通費の問題というのは深刻な問題なので、町の仕組みとかを活用して、できるだけ交通費の負担を少なくするというのがこれからの課題だと思うので、ぜひとも検討していただきたいと思う次第です。

次に、高齢者の通院支援と同じ系統だと思いますけれども、次の103ページの障害者の移動支援事業委託があります。これについて説明をしてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 移動支援事業委託料ですけれども、先ほどから話題になっていますように、障害者の通院ですとか外出支援、それについての移動支援に対する委託料で、提携している業者が2事業所、2つの事業所ですけれども、ありまして、利用した都度請求をしていただいて、委託料として払っております。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの高齢者の通院の支援の、自分の経験なのですからけれども、福祉会の車を利用してうちの親たちの通院をお願いしたことがあるのですけれども、前の副町長から、前々副町長ですか、からかつて聞かれたことがあるのですけれども、この通院サービスの業務をやる気はないかというふうに言われたことあるのですけれども、実際古平から町外のほうに通院というふうになると、町内の業者が仮に福祉会1社だとすると、町外の業者を頼むというふうになりますけれども、実際はどの程度の業者が今古平の利用者に対して対応しているのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） まず、障害のほうですと、先ほど申し上げましたように、2つの事業所あります。1社は福祉会のほうと余市の事業所1社が委託契約結んでおります。

○3番（真貝政昭君） このサービスを使うときに事前に予約という手続が必要になりますよね。緊急時に利用できるかどうかというのが課題になりますけれども、それに対応することはできるのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 福祉会の利用者さんですと、福祉会で緊急時は対応可能かと思えます。一般の福祉会利用者以外の町民の中での障害の部分での利用者ですと、福祉会が了承すれば福祉会でも使うことは可能ですし、先ほど言った余市の事業所でも緊急の場合でも対応する時間内であれば対応できると思えます。

○3番（真貝政昭君） 問題は、そういう緊急時の利用の仕方、この場合は対象者が限られてい

るというのがあるでしょう、介護度だとか要支援だとか。だけれども、要支援でない高齢者という場合もありますけれども、そういうのには今のところ対応はできない、補助の対象にもなっていないということなのではないでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 障害者ではなくて、65歳以上に限りましては先ほどの通院支援事業、これ介護保険制度でもなく、単独事業です。そのほかに介護保険法のヘルパーを使った通院ということになりますので、真貝委員言われるように、一般の方、通常虚弱だったり、健康な方が急に通院したいと言われてもそれに対応する制度は今のところございません。

○3番（真貝政昭君） あくまでも要支援だとか要介護だとか、そういう方たちが対象というふうに考えていけばいいのですね。分かりました。

次に、105ページです。灯油の購入助成金ということで、灯油等とありますので、今年の場合は商品券で灯油に限らずという設定でした。財源を見ますと、国、道支出金50万がありますので、道の補助制度を利用しての財源確保ということになります。令和3年度と2年度については、コロナの関係の助成ということで、道の発表でも道の福祉助成制度を使っていないということで、古平町はカウントされていなかったように思います。財源なのですけれども、新年度の場合は道の補助制度使いますけれども、財源がコロナだとか、そういうものを使うという場合も今までの例ですとあり得るのでしょうか。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時01分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課長（細川正善君） 今回ここで見ている50万円、地域づくり総合交付金という道の補助金です。委員おっしゃられるコロナの交付金がまた再度出た場合そっちに振り替えることもあるのですかということかなと思うのですけれども、それはその時々々の状況だとか、ほかにやる事業なんか総合的に勘案して決めたいなというふうに考えます。

○3番（真貝政昭君） 柔軟性があるというのであれば、道の今言われた補助制度使うのであれば、古平町の独自の一般財源450万を使ってやることになりますので、コロナで特別交付金があるのであれば自腹を切らなくてもやれる事業なので、思い切ってドラム缶1本を配付するだとか、そういうふうに拡大することもできるのです。灯油の量でやれば値段に関係なくやれますので、利用者、対象者にとっては大したうれしい話ですので、そういう特別な交付金が出た場合はやはり柔軟性を持って対応していただきたいと思う次第です。ぜひ検討してください。

次に……

（何事か言う者あり）

○3番（真貝政昭君） まだありますので。

○委員長（岩間修身君） まだある。

質疑の途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時12分

○委員長（岩間修身君） 全員そろいましたので、会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） 105ページの委託料で、給食業務委託料です。日清に委託している部分だと思えますけれども、この委託に関連して、今幼児センターで給食費を取っている児童数というのは分かりますか。未満児は保育料の中に給食費は入っていると思うので、それは抜きにして、3歳以上児で給食費を徴収している児童数というのは何人でしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 歳入のほうの質問にちょっと近いかと思うのですが、給食費取っている子供は主食費の1,700円のみの子供が10名、副食費4,500円ですけれども、副食費も主食費も徴収している児童が26名でした。

○3番（真貝政昭君） 副食費4,500円をいただいている26名の中には……1,700は主食費ですか。そしたら、26名のうちに主食費をいただいている方が含まれているということですか。

○町民課長（五十嵐満美君） ちょっとすみません。説明が足りませんでした。主食費のみの子供が10名、主食費と副食費を両方徴収している子が26名です。

○9番（工藤澄男君） 103ページの委託料、先ほど真貝委員さんが言っておりました移動支援事業の部分なのですが、私小樽の病院に通っておりまして、たまたま仁木町の社協の車がありまして、そして若い職員さん2人表にいて、患者さんは中に入っていたのだらうと思うのですが、町の社協でもって職員、町の車で病院まで送るとい、いいことだなとは思ったので、古平町でもそういうような方向に持っていくような考えはないでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今ご質問の移動支援のページの話だと思うのですが、これ障害者施策のほうで、社協ではやっていないものです。社協の通院事業に特化したお話ししますと、古平町の社会福祉協議会のほうではヘルパー事業所を実施していますので、そちらのほうで社協の職員がヘルパー事業所として病院へ通院をすることはございます。仁木の社会福祉協議会が社会福祉協議会として通院をお手伝いしているのか、仁木町の社協としてヘルパー事業所を持っているのかちょっと私のほうで把握してございませんが、古平町の社協はヘルパー事業所を持っておりますので、社協のヘルパー事業所の職員として通院を助成しているケースはございます。

○9番（工藤澄男君） たまたま私が帰るときに玄関前に車があって、そしていたので、おたくさん方、どこから来たのですかと言ったら、仁木ですということだったので、そしたら古平もこういう形のことができるのかなと思ったのです。それはそれでよろしいです。

それから次、その下に北しりべし相談支援事業委託料とありますけれども、この内容を教えてください。

（何事か言う者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時18分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開します。

○町民課長（五十嵐満美君） 北しりべし相談支援事業委託料ですけれども、こちらも障害の分野でございまして、北後志5か町村と、後志圏域センターというところがございまして、そここの委託契約になっております。障害に関する、障害を中心とした相談支援事業を圏域センターというところが請け負って相談を受けている部分と、あとは相談に絡むいろんな解決法ですとか対処法ですとかをやっているセンターという部分ほかにございますので、それに係る人件費の分を5か町村で負担して、委託料として払っております。

○9番（工藤澄男君） 分かりました。

予算なので、こういうこと聞いていいのかわからないのですけれども、幼児センターについて伺いたいのですけれども、幼児センターに入所するにはどういう条件が必要なのかちょっと教えてください。

○町民課長（五十嵐満美君） 幼児センターの入所の条件としましては、保護者が就労している場合が一番です。それに続いて、就労活動ですとか、あとは家族の介護ですとか、いろんなところで条件がありますけれども、今来ている子供で一番多いのはやっぱり就労が多いです。

○9番（工藤澄男君） 保護者の1日の就業時間が何か何時間以内と決まっているそうですけれども、それは何時間なのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 時間は決まっております。ただ、1日何時間とかいうのももちろんありますし、1か月単位で考える場合もあります。今具体的な何時間という資料ちょっと持ち合わせておりませんが、1週間だったり1日だったり1か月だったりの就労時間を割り返したりして何時間以上という、1日単位でいうと4時間以上だったと思いますけれども、その就労があれば保育を申請して、認定しております。また、長時間だったり、保育の長時間の中でも短時間というのがありまして、区分けされております。あと、教育部門、短時間の本当の幼稚園部門、給食終わって帰る部分については、就労時間の制限等はございません。

○9番（工藤澄男君） 実際に親が働いていたときは保育所に入っていて、お友達もたくさんいて、それで楽しくやっていたのですけれども、親が仕事を辞めた途端に退所させられたという例がありました。そうすれば、せっかく保育所に通って、友達がたくさんできて、楽しくやっていたのをいきなりぶつりと切るような、そういうのというのはちょっとひどいのではないかと思うので、何かもう少し余裕というか、猶予のあるような施策は取れないのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 例えば仕事を辞めて、次の就職活動に入りますよという、ハローワークに通いますよとかという求職活動の実績があると継続して入ることはできます。実際の例がどの子の例だったのかちょっと分かりませんが、本当に仕事を辞めて、何もせず家にいるとい

う状態になると保育の理由には当たりませんので、それはルールですので、子供の状態も分かりま
すけれども、そこを融通利かせてしまうと何でもかんでもということになるので、待機児童いた
ときは特に厳しくそこら辺見ていたこともあります。なので、ルールのなものはもちろん守って
いただいております。もう少しというところでは、今年から短時間、幼稚園部分を4歳、5歳児だ
ったのを3歳児からの受入れにしていますので、親が就労していなくても給食食べて、昼寝の前には帰
るといふ保育は受けることは令和4年からできるようにはなっております。

○9番（工藤澄男君） 実際に働いていて、たまに例えば休んで家にいたとか、そういうのが何
人かの奥さん方に聞いたのですけれども、休んで、そうやってうちの前に例えば車なんかある場合は
休んでいるなとかと、仕事していないのかなとかとって逆に保育所へあの人が働いていないから、
待機児童の親から電話が来るといふような話を聞いたことあるのですけれども、実際にそういうこ
とあるのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） さっきも言いましたけれども、待機児童がたくさんいたおとしぐ
らい、2年ぐらい前はそういうことが確かにありまして、親同士の目も、入っている子も入ってい
ない子も待機児童もそうですけれども、目は厳しかったのは事実で、情報がいろいろ幼児センター
のほうに流れてきていることも聞いておりました。幼児センターとしては書類だけで決めるのでは
なくて、もちろんきっちり職場にも電話をかけたりにして、きちんと見て判断しておりますので、も
ちろん何もしていなければちょっと保育の理由に当たらないですよということも伝えます。逆に家
庭の事情がいろいろ複雑な家庭もございますので、その辺で融通利かせるといふとちょっとルール
違反になるようなところありますけれども、何らかの助言をしたりして、なるべく長く保育できる
ような形にする場合も家庭の事情によってはあります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に4款衛生費、108ページから115ページまで質疑
を許します。

○9番（工藤澄男君） 113ページの需用費の油吸着パッド購入費とありますけれども、この油の吸
着マットはどのようなところに使用しているのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 油吸着マットですけれども、昨年工藤さんからの一般質問等もあり
ましたけれども、丸山川の油流出がございました。そこ、今年度、3年度ですけれども、需用費の
中でやりくりしていたのですけれども、丸山川だけに限らず油が流れる、丸山川のみならず小さい
川でも油が出たというときには吸着マット必要になりますので、町の全体的なことを考えて、今年
度は4年度として新たにこのマット購入費を見ております。

○9番（工藤澄男君） 丸山川に吸着マットを使っているのは私も見て分かっていますけれども、
肝腎の油の出た場所というのは確認できたのかどうか。大体見れば分かると思うのですけれども、
吸着マットばかり使っていると本当に吸着マットのお金の下になるのではないかと。それよりもや
はりすっきり点検して、油が出ている場所をきっちりと調べるという、そういう計画はないのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 丸山川の油の流出、護岸からしみ出ている分、その分に関しまし

ては1か所だけでなく、今の海側の護岸からしみ出ている分とか山側、両サイドありますけれども、山側のほうからもしみ出ている部分もあります。なので、実際に油自体が1か所からしみ出ているわけではありませんでした。なので、それを全部調べて調査するとなると莫大な費用がかかると思われますので、現実には今は油の量、相当な量出ているわけでないのに、実際には海に出るまでには相当薄まって、ほとんど分からないような状態にまで薄まっているので、今の段階ではこの油を吸着するという方法ぐらいしか取れないのかなというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 油海まで出ていないと言っていますけれども、油というのは出ていないように出てくるものです。私の経験からいってそれは言えると思います。山側という、今海側と山側と言いましたけれども、実際に例えば前に、そしたら海側になるのか、ある業者さんが油を流して、そしてそれを除去したと言いますが、土の中にあるものを除去するというのは完全にできるものではないのです、あれ。必ず何かの形で残ると。それがたまたま雨降ったりとか、何かのあれでもって弱いところへ流れて出てくる。それが今の丸山川の状態でないかと思っているのです。ですから、今工事するのに莫大な金かかるといっても、結局将来的にはどうしても直さなければならぬのだから、やはり予算がつくようであれば思い切って直すと。どうですか、町長。

○町長（成田昭彦君） 私も見にいっていますけれども、そのときによって、風の吹き方によっても臭いするときとしないときある。出ている場所も、さっき建設水道課長言ったように、場所がそのときによって違うという形で、今部分については流れていても幼児センター前で止まっていますので、それも微々たるものが川に流れている状態ですので、今は先ほど町民課長言ったように吸着マットでしのげるところはしのいでいきたい、そう考えております。

○6番（高野俊和君） 112ページにコロナワクチンの対策費出ていますけれども、ワクチンの接種委託料自体は133万で少しなのですけれども、全体で789万ほど出ておりますけれども、恐らく今年度の3回目の接種のトータルをのせているのだと思いますけれども、この金額というのは本年度3回目ワクチンの町民全体の何%ぐらいを試算しているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） こちらのほうは、予算積算の時点で国は令和4年9月までを事業時期としておりましたが、補助の対象期間を令和4年7月までに関わる経費ということでちょっと補助金の所要額を出しているのです。それで、今3回目始めていますけれども、今日で2回目を接種済みで3回目打てる方の大体70%の方が接種済みなので、これに関してはまだ一、二回目打っていない方もおりますし、12歳まで引下げ、5歳まで引下げということで対象者がどんどん増えていっています。それで、何%かと言われるとちょっと難しいのですけれども、こちらのほうは4月から7月までの4か月に関わる経費を計上しているもので、国の10分の10補助でございます。

○6番（高野俊和君） なるほど。ということは、これは3回目の接種の金額ではなくて、1回目、2回目、3回目の人も込みで大体このぐらいだろうという金額を上げているということですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 高野委員おっしゃるとおりでございます。

○6番（高野俊和君） 試算で可能な金額なのでしょうけれども、この接種、早い人は、自分もそうなのですが、1月の末、2月の初めにもう3回目は終了している人が何%かあると思うのですけれども、これ8か月、1年ぐらいたったら打たないと効果が薄れてくると、こう言っていますの

で、次の4回目というのも今年度中に入ってくるという可能性はありますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 先週国のほうで4回目、お盆以降に検討するというので、検討するというだけで、やるとはまだ確定していません。なので、これも特別な接種として国が全て面倒見るのか、インフルエンザと同じように4回目は定期接種ということで国が指示を出してくるのか、今何とも言えない状態です。

○6番（高野俊和君） でも、今現在ゼロ回、1回、2回、3回と4段階ありますよね。それで、ゼロ、1回、2回の方はこれから2回、3回と打っていくということになると思うのですが、それ現在みたいな国からの補助みたいなものがずっと今後とも出るという、そういう試算というか、そういう可能性はあるのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 経費につきましては、国が今3回まで接種という、3回目という言葉と全額国が見ますということですので、今9月まで事業実施すると言っていますから、9月までの3回目に対する体制確保につきましては、補助金が出るものと思っております。

○6番（高野俊和君） 私たちもそうですけれども、65歳以上はもう3回目終わっていますけれども、若い方で2回目終わった人でも今の時点ではそういう枠が少し少ないので、キャンセル待ちというような状況があるというふうなことも聞いていますけれども、希望したら3回目というのは年内中に打てるという可能性は高いのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 北後志もそうなのですが、古平町におきましては町立診療所、希望枠以上に設定していますので、今町外の方もインターネットなりで予約入ってきていますけれども、今現在診療所で枠つくっている分はまだ空きがございますので、まだ予約していない方、ぜひ予約していただければと思います。

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（和泉康子君） はい、3回目も1回目も2回目も……

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（和泉康子君） はい。

○3番（真貝政昭君） 109ページの一番下段になります。備品購入とその上の委託料で新生児聴覚検査委託料と乳幼児健診用耳鏡購入費というのですか、これが計上されていますけれども、新生児の耳の健常かどうかを検査するというのは道の義務的な事業として位置づけられたように伺っていますけれども、この費用負担なのですから、これについて伺いたいのと、それから耳鏡の購入費というのはこれ古平の診療所に備えるという、そういう意味の購入なのか、そこら辺の説明をしてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず、委託料の新生児聴覚検査委託料ですが、これは令和2年から実施しているもので、管内の委託料調べたときに2,000円から5,000円という料金が多かったので、うちのほうでは5,000円を上限に負担しております、これは今年6名新生児生まれたのですけれども、全員の方がこの補助対象として補助しております。

それと、耳鏡購入費でございますが、こちらはちょっと高価なものなので、乳幼児健診、今ナガイ先生に来ていただいているのですけれども、この健診のときに一応これがあると、専門医ではな

いのですけれども、中の形だとかを確認できるということで、今回新たに購入するもので、同じ町ですので、診療所で必要なときにはお互い共有して使えればなということで今回購入するものでございます。

○3番（真貝政昭君） それから、112ページのコロナワクチン対策になるのですけれども、保健所の関係で整理等をされて、余市の保健所にお医者さんがいなくなって、俱知安にというふうになりましたよね。今回のこのコロナの関係で陽性が出た場合、余市の保健所で間に合わなくて、俱知安のほうにまで出向いていかなければならないというようなちょっと不便な状況がありますよというのが町民のほうから伝わってきているのですけれども、何かしらそういう余市がああいう状態になって、不便な状況というのは起きているのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） コロナの関係につきましては、当初コロナの陽性が出た場合には保健所の責任でPCR検査をするということがありまして、それで俱知安の保健所、また厚生病院という指示受けた方もおりますし、集団で出た場合には余市支所で抗原検査とかPCR検査をしているということ聞いていますので、特別俱知安まで行って困ったということは、俱知安まで行ったというのは聞いていますけれども、それで大変だということは聞いていません。

それと、今俱知安保健所のほうでは町村のほうにSpO₂の、酸素測る機械なのですけれども、保健所の代わりに各町村が、保健師が勝手に配ってくださいだとか、町村と協力体制取っていますのと、ここ最近では余市町の協会病院、そちらのほうで検査を受けるよう指示受けているようなので、全員が俱知安のほうに出向いているということではないと思います。

○3番（真貝政昭君） そういう俱知安まで出向いてという事例はあったということですね。分かりました。

次に、115ページです。工事請負費でクリーンセンターのシーケンサー更新工事請負費があります。これを説明してください。

○町民課長（五十嵐満美君） クリーンセンターシーケンサー更新工事につきましては、資料のほうの49ページに載せております。クリーンセンター行ったことある方であれば分かると思いますけれども、事務室入ってすぐに大きい盤、掲示板あります。施設の機器制御、その盤で見えておりますけれども、その機器を制御する装置がシーケンサーといいます。耐用年数10年程度と言われておりますけれども、あそこ建ててから一度も交換しておりませんで、19年使用しております。でも、使用の限界ですよということで管理している業者からもと言われていまして、令和4年度に更新工事をする予定でございます。

○3番（真貝政昭君） このシーケンサーというのは、この設備の機器名なのでしょうか。何か意味がある言葉なのか。

○町民課長（五十嵐満美君） ちょっと私も詳しくないのですけれども、シーケンサーという言葉自体は一般的な言葉です。機械を制御する装置ということで、いろんな機器に用いられていると思われれます。ちょっと私も本当に詳しくないのです。音響装置ですとかによくシーケンサーという言葉が出てくるのは聞いたことがあります。うちのほうは、施設の、汚水ですとか浄水の関係ですとか全て機械で管理しておりますので、その機械全てを制御するもとの装置となっておりますので、

これが壊れてしまいますと機械全部止まってしまう状況になるというふうに聞いております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に5款農林水産業費、116ページから123ページまで質疑を許します。

○10番（堀 清君） 117ページの鳥獣の隊員の報酬だとか熊のとかなのですけれども、去年、一昨年と鹿の駆除等々も町のほうで地元の猟友会に依頼してやってもらっているのですけれども、そういう中でやっぱり隣の積丹町とそこら辺は隣接しているという中で駆除等々も同一のときにやるようにしているのですけれども、今年度の場合も結果、結構3月期までに実施していると思うのですけれども、そこら辺のちょっと頭数、射殺した頭数、お願いします。

○産業課長（岩戸真二君） 堀委員様の質問にお答えいたします。

エゾシカに対しては令和3年度、捕獲頭数は18頭ということで、今までかつてないほどの鹿が捕れております。鹿の数も多いものですから、毎年毎年町なかのほうにも出るのですけれども、今後ともまた猟友会のほうと協力しながら駆除していきたいと思っております。

○10番（堀 清君） まずあと、現状でいえば出されている報酬というのが、今猟友会の人数等々も年増すごとに年寄りの方が勇退してしまっていて、現状では本当数少ない方々がやっているという状況なのですけれども、そういう中でこの報酬というのは妥当な金額なのか、それとも足りない金額なのか、そこら辺はどのように感じていますか。

○産業課長（岩戸真二君） 報酬の水準なのですけれども、今現在は妥当だと思っております、今後積丹のほうとも管内の状況も含めて調査をしまして、必要とあればちょっと見直しの検討したいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 119ページの12節の委託料で樹木伐採委託料とあるのですけれども、その上に有害鳥獣駆除業務委託料と載っているのですけれども、この樹木伐採というのは有害鳥獣駆除と何か関係あるのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 樹木伐採委託料につきましては、町営牧場の道の伐採になりまして、町営牧場の。去年までは計上していないのですけれども、隔年で計上するということでのせております。

○9番（工藤澄男君） 場所的にもどこだか分からないものですから、これももう少しまでに例えば古平牧場内の道路の伐採とかと書いてあったのです、前は。だけれども、ただ伐採とだけ書いてあればどこを切るものか分からないので、今度少しもうちょっと丁寧にお願いします。

次に、同じ委託料でも12節……同じですね。119ページで下のほうに150年植樹祭、桜広場の整備委託料とありますけれども、これはあそこでもいいですね。前にぎっしり植えたけれども、かなりの木が駄目になったという話を聞いています。その分の、駄目な分を植え替えるための費用でしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 150周年広場の下刈り、今植えている桜の下刈りの部分と今年から植樹祭用の苗を、今の150周年広場の桜広場の一部を使って苗床を新規に木育の教育ということで進めた

いなと思ひまして、その部分の費用も含まれております。苗床の整備費です。

○9番(工藤澄男君) これも12節の委託料で、林道チョペタン線維持管理委託料、毎年これのついでにありますが、毎年例えば委託して、周りの草刈ったり、きれいにしているとは思いますが、毎年チョペタンから温泉のほうへ向かって、きれいに道路が出ているものではないでしょうか。

○産業課長(岩戸真二君) 毎年草刈りと、あと雪解けの後の石とか、そういう部分が道を覆っている部分あるのですけれども、そういう部分も全て取り除いたり、草を刈ったり、そういう部分では管理はしています。

○9番(工藤澄男君) あの道路、非常にハイキングコースとしては最高の場所で、前に一度町民の方々と一緒に歩いたことがあったのです。何十人いたのかな。そしたら、みんなやっぱり最初は海見えないけれども、だんだん向こう行ったら海が見えてきたよとかと非常にいい場所なのです。ただ、1つ欠点あるのは熊が出ることなのです。だから、熊の防止を何とか考えて、町民が例えば年に1回でもハイキングできるような体制というのはちょっと無理なのかな。

○産業課長(岩戸真二君) 昨年につきましては熊のふんとかというのが見られて、安全性を確保した上で立入禁止にしていたのですけれども、熊があつた近辺にやっぱりいるので、開放は今のところはちょっと難しいかなと思っていました。

○9番(工藤澄男君) 熊は、野村さんの養殖所ありますよね。あそこには、常に下りてきているらしいのです。そして、今あるかどうか分かりませんが、あのさらにちょっと行った脇のほうに蜂を飼っている場所もあったのです。そこにも熊がよく来ているという話を聞いたので、そういうところからさらに上っていつているのかなとも思ったりもしているのですけれども、実際に今林道の近辺では熊が来るようなものは何もないし、来るといったら通る人間ぐらいで、けれども古平の町に住んでいる限りやはりあつたところも見つけない人もいますから、みんな和気あいあいと散歩のできるような体制にしていきたいと思ひます。これは要望です。

終わります。

○8番(山口明生君) 121ページの一番下のほうに来年度から行う新規事業3つほど書かれておひまして、まず下から3行目、新規漁業就業者の支援事業補助金というもののちょっと説明を聞き漏らした感がありまして、この270万円の行き先というか、使い道というか、もう一度詳しく教えていただきたいと思ひます。

○産業課長(岩戸真二君) 新規就業者支援事業補助金の内訳についてなのですが、まずは漁業従事研修補助金ということで、研修期間中の見習い期間に生活支援を行うということで、月額上限が10万円の12か月、それと2番目に住宅料支援補助金、これが月額2万5,000円以内の12か月、それと3番目に漁網等購入費補助金ということで、1年目は100万円の助成があります。4つ目に漁業資格取得支援補助金ということで、年額20万円を上限に支給するという内容になっておひます。

以上です。

○8番(山口明生君) 今聞いた限りでは、研修を受ける方の生活支援とその研修に対する補助という形で理解してよろしいですね。

続きまして、そのすぐ下にエビ籠漁業改良漁具導入補助金というのがありまして、これ資料の54

ページにも載っているのですが、補助先というか、事業主体が北後志えび籠漁業協議会というふうになっております。ここの協議会の構成をちょっと教えてください。

○産業課長（岩戸真二君） 北後志えび籠漁業協議会というのが地区ごとに、余市、古平、積丹の3地区でエビ籠の漁師さんで構成されております。

○8番（山口明生君） 自治体で構成されているということですか。古平、余市、積丹。漁業協同組合ではなくて、町で。

○産業課長（岩戸真二君） 北後志えび籠漁業協議会というのは、3つの地区の漁師さんが集まった会になります。

○8番（山口明生君） それを踏まえた上でお聞きしたいのですが、総事業費がおよそ1,000万で、道からの支出がおよそ半分あります。古平町の一般財源からの持ち出しは4分の1ということは、ちょっと計算が合わないかなという気がするのですが。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時01分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○産業課長（岩戸真二君） この事業費というのは3地区ではなく、古平町が選考してやるので、地区ごと、地区で分けるものではない。古平町地区の漁業者がほかの地区に先駆けて実施するので、3分の1という部分ではありません。

○8番（山口明生君） その形については分かりました。古平が主体で行うという事業。

ちょっと素人っぽくて申し訳ないですが、総事業費1,000万となります。結構な額なのですけれども、エビ籠のこの漁具に関して籠と主にロープというふうになっているのですが、これ何漁業者というか、何名分ぐらいをこの金額で賄うということになるのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 籠の数は400籠になります。400籠になりまして、実際古平のほう1隻当たり2,000籠が1つの船で限度なのですけれども、漁獲量は限度なのですけれども、それが今度試験栽培ということで2,400にできるということになります。漁獲枠がちょっと増えるということがメリットになります。

○8番（山口明生君） そんなにかかるものとは思わず、ちょっと失礼な質問しました。

最後に、確認なのですけれども、これあくまでも試験的な事業ですよね。籠の網目を大きくして、要するに小さいものを取らないようにして、資源をどのくらい守れるかということを試す事業という理解でよろしいですか。

○産業課長（岩戸真二君） 今のご質問いただいたというか、回答いただいた部分で結構でございます。

○3番（真貝政昭君） 119ページの電気柵の購入費が16万5,000円とあります。目的とといいますか、どういう内容なのか説明をお願いします。それと同時に、町単独なのか補助があるものなのか説明

をしてください。

○産業課長（岩戸真二君） 今真貝議員様の質問にお答えいたします。

電気柵購入費というのは、先ほど言った150周年広場の中で今後木育推進のための植樹祭用の苗の苗床を整備する上で、鹿の対策ということで電気柵を設置するということになっております。電気柵購入費につきましては、財源としては森林環境譲与税、こちらのほうを使わせていただきたいと思っています。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、休憩のため4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時13分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6款商工費、124ページから127ページまで質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 125ページの委託料です。観光地周辺環境整備委託料とありますけれども、この観光地というのはどこを指すのですか。

○産業課長（岩戸真二君） 観光地周辺環境整備委託料についてなのですが、今観光地周辺環境整備委託料の観光地というところは海水浴場のところの周辺の整備委託料になります。

○9番（工藤澄男君） 次に、その下に歌棄の資料館のごみの処理運搬の委託料がのっているのですが、これ解体時に解体業者が大抵中にあるごみは片づけるのですが、これ何で解体とごみの処理が別なのでしょう。

○総務課長（細川正善君） ここで言っているごみ処理と運搬委託料というのは、ちょっとしたごみと、中に観光の備品が入っているのです。観光のイベントで使う備品とかが入っておりまして、それを別の場所に運ぶ、かなりの量ありますので、別の場所に運ぶ委託料というふうにご理解ください。

○9番（工藤澄男君） 今ちょっと課長の返事で思い出しました。私も前に何かそういうようなものをあそこへ運んだ記憶がございます。分かりました。

あとよろしいです。

○5番（梅野史朗君） 同じく125ページ、ふるびらプレミアム商品券発行事業補助金についてでございます。これは、私大体中身は聞いていますけれども、20%の2,000万ということで、1回のみの実行というふうに聞いております。例年といいますか、去年も比べますと3,000万売っていたり、あるいは2度販売するということがありました。今回におきまして予算計上は1度だけなので、このところが2度ある可能性はあるか。

それと、今回2,000万ということになっておりますので、この2,000万につきまして希望はたしか3,000万ぐらいだったと記憶しておりますが、その辺の経緯についてもお伺いしたいと思います。

○産業課長（岩戸真二君） 第2弾のプレミアム商品券、今後どうするかということかと思うのですが、政策的なちょっと判断になりますので、即答はできないのですが、今後国や道の補助金とか、そういう管内の状況を調べまして、検討したいと思っております。

2,000万に対しての20%ということで今回400万、あと35万が事務費ということで計上しておりますが、これ過去の数字をちょっと基礎として計上しておりますので、1回分は435万ということで今回のせております。

○5番（梅野史朗君） 2,000万ということになりますと、去年の話でいきますと希望者全員に行き渡るにはなかなか工夫が必要であるというふうになるかと思います。また、そうなると今度逆にプレミアム額が減るために要らないよという人も増える可能性もあるというところでちょっと痛しかゆしのところがございますので、できれば次回からは町民の皆さんが希望しているような感じでやっていただければ非常にありがたいなというふうに思います。実際今年はやるのかと、いつからやるのだという声も聞いておりますので、その辺ちょっとご協力いただければというふうに思います。

○町長（成田昭彦君） これ多分予算査定するときにも2,000万円、2,000ということで来ていて、あーこれでオーケーだなと思って査定していましたがけれども、それと町民もあればこれ商工会の振興、商店の振興策にも合いますので、また町民もやはり8月と12月というのですか、中元、お歳暮時期のそういったこともございますので、前向きに2回目についても検討してまいりたいと思います。

○5番（梅野史朗君） 2回目という言葉が出たので、非常に安心しております。ありがとうございます。前向きに検討していただきたいと思います。

○1番（木村輔宏君） ページ数が125ページの負担金の中でさっぽろオータムフェスト参加負担金とあるのです。これどこどこが何件くらい参加しているのか、古平の。それとも、1つにまとまって行けるのか、あと古平町として行くのか。

それから、もう一つ聞きたいのは、我々よくテレビを見ると何かで大会ありますよという何々町とかと出ていますよね。意外と古平って出ていないので、こういうものに対してはどんどん出てほしいのですけれども、古平町にそういうものは来ないのか、こういうものが幾つか来ているのか、来ていたら何社、こういうものが幾つあるのか、来ているのか、そして全部断っているのか、それとも行く人がいないのか、その2つをお聞きしたい。

○産業課長（岩戸真二君） さっぽろオータムフェストの負担金のことなのですからけれども……
(何事か言う者あり)

○産業課長（岩戸真二君） さっぽろオータムフェストのことなのですが、毎年1社参加しております。以前は漁組とか、あとほかの業者さんとか共同して出っていたのですけれども、募集をかけても今は1社だけの希望になっております。1社です。1つの会社だけ……
(何事か言う者あり)

○産業課長（岩戸真二君） 1社です。
(何事か言う者あり)

○産業課長（岩戸真二君） はい。それで、いつも各業者のほうに希望を伺っているのですけれど

も、ほかの業者は参加は希望しないということでいつも報告は受けております。

(何事か言う者あり)

○委員長(岩間修身君) 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時23分

○委員長(岩間修身君) 会議を再開します。

○産業課長(岩戸真二君) イベントの募集というか、参加しませんかということで、通知は観光協会のほうにはいつも来ております。実際古平町として参加しないかという大きなイベントについては、小樽の潮まつりとか、あとオータムフェストとか、あと京極のしゃっこいまつりとか、そういったイベントについては参加するかしないかと各業者に対してはいつも希望を聞いております。

○1番(木村輔宏君) そのことはいいのですけれども、よく我々、皆さんも御存じだと思うのですが、テレビとか見るといろんな町が出ているけれども、古平という町が出ていないのだ。それは、そういうところから来ていない。潮まつりとか、そういうのは来ているけれども、札幌でこういうのがありますよというのに対して古平町という名前のもので、誰が参加するとかしないではなくて、来ていても参加しないのか、それとかそういうものは来ていないのかと聞く。

○産業課長(岩戸真二君) 古平町として出ているのはオータムフェストと、あとおたる潮まつりとか、メジャーなイベントについては古平町として出ているのですけれども、中にはやっぱり出れない部分もあるので、そういった部分はほかのところには……

○1番(木村輔宏君) もう一回聞く。

私が質問していることと違うこと言っているのだ。私が聞いているのは、そういうものに対して10なら10来ているのかということなの。そして、それに対して誰も参加しないのかということだと今課長が答弁したことになるのだけれども、そういう、我々見ているとテレビとか何かで結構出ています、いろんなところの。そういうのに古平町という名前が出ていないから、そういうのには何で出ないのだという、そういう案内が来ていないのかということ聞いているのだ。もし来ていないのなら、観光のこと、方々がそれに対していく方法って取らないのかということ聞いている。

○町長(成田昭彦君) 今木村委員おっしゃるとおりで、参加していない数が多い。過去には町内全体で産業振興協議会等つくって、その中でそういったものに出店していたという経緯もございます。今そういった団体もなくなって、なかなかそういったものに対応できていないのは現実でございます。また、観光客の入り込み数にいたしましても年間8万人とかという、積丹で100万人超えて、本当に8万人なのか、そういった疑問はあります。そういった面も含めてこれからのやっぱり観光協会、そういったものに力を入れて、そういったものに対応できるような、そういう組織づくり、そういった体制をつくっていきたいと思いますので、そういったことをご理解願えればと思います。

○3番(真貝政昭君) 町長、今の方とは違う質問で、プレミアムの2,000万のやつなのですから、これ町単費ですか。

○町長（成田昭彦君） その年によっていろいろございます。例えば去年、3年度であればコロナの給付金で賄った場合もありますし、またそのときによっては過疎を使ったりもありますけれども、当然やはり一般財源で考えなければならぬのかなというふうには思っていますけれども。

○3番（真貝政昭君） 商工会のほうは望む一方で、どういう形であれうれしいのだろうけれども、結局商品券となると買えない人がいるのです。買うこと自体がちょっと不可能という不公平感が出るのです。それから、単純に商品券で売り出すというやり方はいかかなものかという疑問はその時々、やはり出るのです。国の行う場合はこれがっちり決まりがあるので、柔軟性はないですけれども、一般財源でやる場合はやはりそこら辺のことを考えて、そして対応すべきでないかなというふうに思います。今回の場合も一般財源でというふうに考えていらっしゃるようなので、単純に商品券ということではなしにそういう、それこそ年金生活者なんか特にそうです。なかなか買えないという人がいるのですから、実際に。そういうことを考えて対応していただけないかなというふうに思っているのですが、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 商品券ってプレミアム券、プレミアム商品券という理解でよろしいのですよね。

（何事か言う者あり）

○町長（成田昭彦君） 過去から振り返りますと、過去確かに1万円券ということで販売していたわけがございますけれども、今5,000円券にして、出しやすいように、求めやすいような形には改善しているのかなと思っております。販売についても年金生活者に合わせた形の販売ということも考えていますので、その辺でご理解いただけたらなと思っておりますけれども。

○6番（高野俊和君） 観光費で委託料で観光地周辺環境の整備委託料とありますけれども、この観光地周辺というのは、古平町で観光地って、否定しているわけではないですけれども、いいですよと言っているところといいますか、どの辺からどの辺まであるのか。前だと家族旅行村なんか対象になって、その辺が中心だろうと思うのですけれども、現在周辺の整備というのは古平町で考えているのはどこからどの辺までを地域と考えているのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 観光地周辺環境整備委託料ということで、地域としては沢江の海水浴場、まりんはうすと一体のところか……

（何事か言う者あり）

○産業課長（岩戸真二君） ええ。あと、今の歌棄の資料館、あそこの部分のそばの海岸という部分の、あそこら辺一帯が観光地周辺環境ということで委託料の部分のエリアになっております。あそこ一帯の部分です。旅行村のほうは入っていません。

○6番（高野俊和君） 歌棄のあそこのところにトイレもありますよね。トイレもあると思うのですけれども、トイレなんかの周辺も整備をするということなのか。

それと、今秋口になると河口のところにシャケ釣りに随分来ていると思うのですけれども、そこにもたしかトイレついていたような気がするのですけれども、その辺も全てこの中に入っているのでしょうか。

○産業課長（岩戸真二君） 観光地周辺環境整備委託料の中には、海水浴場のごみを拾ったり、あ

と駐車場とかの草刈りとか、あとまりんはうすの前の駐車場のところの、冬になると冬囲いとか、そういった部分の委託料になっております。あと、古平川の河口のところの清掃の部分も一応含まれてはおります。なので、大抵は清掃というか、ごみ拾いと、あと草刈りと、そういった部分の委託料になっています。あそこら辺の一带の環境整備ということで、その委託料の部分です。

○6番（高野俊和君） 本来観光周辺の環境整備というのは、海水浴場とか歌棄とか古平町が観光地として認めているところは当然この委託料というか、そういうのを計算しなければ駄目でしょうけれども、元来河川とか、あの辺を観光地とも古平町って認めてはいないわけです、別に。ただ勝手に来てやっている。ただ、だからといってほっておいて汚されるのも困るということで、やむを得なくやっているという、別です、2つ。なるほど。実際に掲載しているのは古平町が観光地として認めているところを主体にやっている、経費を計上しているということですね。分かりました。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款土木費、128ページから133ページまで質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 131ページの、これ役務費がいいのか除雪の委託料がいいのか、除雪機械の車庫建設についてちょっと伺います。

令和2年までは予算がついていたのですけれども、令和3年にゼロになっているのです。それで、また今年あたり復活するのかなと思ったら、またここにも何か載っていないのですけれども、ゼロになったという理由は何でしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 除雪の車庫建設の関係なのですが、令和2年度ですか、令和2年度に実施設計行いました。当初予定しているより相当建設費が高騰したということから、今は建設どきでないということで見送っております。委員も御存じかと思いますが、今鉄類が相当高騰していますので、今は建設どきでないということ、今一番高いときなので、町にも相当負担かけるということも加味しまして、見送っております。

○9番（工藤澄男君） 鉄が高いのは分かりましたけれども、古平の除雪機械は今まで車庫に入ったことないのです。ずっと露天に置いて、そしてただテントをかけて、それで夏の間置いて、冬に除雪する前に整備してやっていると。また、結局今どうしても鉄が高くて、手出せないのであればしようがないのですけれども、やはりまた今年もただテントかけて露天に野ざらしにするようなのであれば、ちょっと情けないような気もするので、鉄が高くて建てれないというのであれば、鉄が下がるのを待つよりしようがないのかなと思っております。もし万が一いい方法があって、建てれるようだったらやってください。

次、14節の工事請負費、河川維持の工事請負費なのですけれども、この河川維持工事というのはどこの川なのか教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 河川維持工事請負費412万円の内訳についてご説明いたします。

チョペタン川で、土砂の掘削です。河川の河床にたまっている土砂の掘削です。チョペタン川で115メートル、町河川の冷水川で100メートル、町河川、準用河川って北海道の管理する河川と町の

管理する河川がありまして、町の管理する冷水川で100メートル、丸山川で185メートル、浜町の水路で100メートル、出戸ノ沢川で30メートル、これが川に堆積した土砂の掘削分です。さらに、チョペタン川の護岸、一部壊れているところありますので、その補修、20メートル、それと丸山川の河床、ちょっと掘られている分もあるということで、その補修で15メートル、それと泥抜きの水路の側溝の設置10メートルといった内訳となっています。

○9番（工藤澄男君） 今聞くと何か所にも分かれて、みんな100メートル以上の工事なのですけれども、例えば出戸ノ沢川というのはちょっと私あまり知らないのですけれども、それはいいのですけれども、これだけの工事やっても400万ぐらいで収まるものなのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） この金額に関しましては積算しておりますので、北海道の歩掛かり、工事費を出すものから積算して算出しておりますので、よほど労務費が高騰するか材料が高騰するか、そういったことがない限り問題なく発注できるかと考えております。

○1番（木村輔宏君） ここページ数にないです、土木費の。

○委員長（岩間修身君） 土木です。

○1番（木村輔宏君） 聞きたいことは、今地震だとか津波とかあって、集会所とか、そういうもろもろのところに集まる、これ先日役場の問題のときに出した問題ですけれども、そうすると西部にそういうところがないのです。それで、西部集会所を何とかしてくれという話を前の町長から、先日もお話ししたのですけれども、そういう建物、西部集会所は大分新しいですから、それでそれ考えたときに確かに役場を造ることによって役場の周辺を新しくすることはこれは反対はするわけではなくて、賛成はしますけれども、ただあっちのほうにそういう建物がない。あるとすれば幼稚園しかないです。

○委員長（岩間修身君） 木村委員、この土木費とちょっとかけ離れているので、これ後でまたやってください。

○1番（木村輔宏君） ただ、迷ったのですけれども、土木費のほかにはないのです、これを質問するところが。分かりました。質問やめますけれども、ないです。

○3番（真貝政昭君） ページ数は131ページになります。河川総務費の委託料で樋門樋管操作等委託料になります。これは町の普通河川と、それから古平川沿いの樋門、樋管ありますけれども、これ全体の管理というふうになりますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 樋門樋管操作等委託料ということで12万5,000円計上しておりますけれども、これにつきましては北海道から委託されているものでございます。なので、古平川、それと古平冷水川についている樋門、樋管の点検、操作を4月から10月の間で月1回程度点検してくださいということで北海道から委託を受けていますので、その分を計上しております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、古平川は別として伺いますけれども、私が知っている限りにおいて冷水川の樋門、樋管は河口から並べていくと浜一侧の泉沢樋門、それから公園側の紅樋管、それから上流に行きましてムラモト樋管、そしてその上流に行ってハタザワ樋管、この4か所というふうに理解してよろしいですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 古平冷水川の樋門、樋管につきましては、4か所で間違いありま

せん。

○3番(真貝政昭君) それで、いつも大雨のときになると問題になるのが泉沢樋門、紅樋管というところになるのですけれども、ムラモト樋管とハタザワ樋管については以前に建設水道課のほうから樋管に集まる水の範囲、雨水の範囲を図面に起こしてもらったのですけれども、大雨のときにムラモト樋管、ハタザワ樋管というのはこれ用をなしている状況になっていますか。

○建設水道課長(高野龍治君) その2か所については、過去にあふれたとかというちょっと記憶がございませんので、能力的に足りているのではないかと今の段階では思われます。

○3番(真貝政昭君) 紅樋管と泉沢樋門については、特に紅樋管については平成22年の洪水のとき以後にポンプが設置されて、稼働するようにしていますけれども、特に問題大きいのが泉沢樋門で、ムラモト樋管に行くべき雨水やハタザワ樋管に行く雨水などが広域にわたって泉沢樋門に集まっているのではないかという疑問があるのです。ポンプについては町持ちという道の見解なので、そのように対応されているのでしょうかけれども、大雨のときの対応の仕方して、今の紅樋管、泉沢樋門のポンプの能力で大丈夫なのかという、そういう懸念があるのですけれども、そこら辺の対応はどういうふうにしていますか。

○建設水道課長(高野龍治君) 現状で今の2か所ですか、今の2か所については大雨が降ったら能力は全く足りていません。そういったことから、排水機場、大きな排水ポンプを設置するという事業を、それも相当な事業費かかりますから、北海道のほうに整備してくれということで毎年要望活動を行っております。

○3番(真貝政昭君) 分かりました。私のほうも道に要請行動していますので、そういう向きで当たりたいと思います。

以上です。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(何事か言う者あり)

○1番(木村輔宏君) 私聞きたかったのは、さっきの話の続きですけれども、どこで質問したらいいのですか。

○委員長(岩間修身君) 暫時休憩します。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 4時51分

○委員長(岩間修身君) ただいま会議を再開いたします。

◎延会の議決

○委員長(岩間修身君) ただいま一般会計予算、土木費が終わりました。

質疑の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会にしたいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決しました。

◎延会の宣告

○委員長(岩間修身君) 本日はこれで延会いたします。

なお、明日16日の委員会は午前10時から開会いたします。

延会 午後 4時52分